

# 鳥取縣公報

## 條例

### ◆鳥取縣條例第六號

昭和七年七月鳥取縣條例第十二號有給縣吏員ノ旅費額及支給方法條例中左ノ通改正シ昭和十六年九月五日以降ノ旅行ヨリ之ヲ適用ス  
昭和十六年十月二十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第八條中「臨時水災復興事務局派出所」ノ次ニ「耕地課出張所」ヲ加フ  
第三號表中「臨時水災復興事務局派出所」ノ次ニ「耕地課出張所」ヲ加フ

## 訓令

### ◆鳥取縣訓令甲第二十五號

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 警 察 部 | 經 濟 部 | 學 務 部 | 總 務 部 |
| 長     | 長     | 長     | 長     |

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十六年十月二十一日  
第千二百七十七號

火 曜 日

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年十月二十一日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可 一

00370

昭<sup>10</sup>和七年七月鳥取縣訓令甲第<sup>6</sup>十四號縣費支辨旅費中左ノ通改正シ昭和十六年九月五日以降ノ旅行ヨリ之ヲ適用ス  
昭和十六年十月二十一日  
鳥取縣知事 入 田 三 郎  
各 知 事 官 房 主 事 長  
第六條中「臨時水災復興事務局派出所」ノ次ニ「耕地課出張所」ヲ加フ  
別表第四號表中「臨時水災復興事務局派出所」ノ次ニ「耕地課出張所」ヲ加フ

告 示

◇鳥取縣告示第八百三十三號

昭和十五年十一月一日付鳥取縣告示第八百二十六號ニ依ル縣内生産ノ麩ノ販賣先ヲ左ノ通改正ス  
昭和十六年十月二十一日  
鳥取縣知事 入 田 三 郎

「鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會」「鳥取縣飼料卸商業組合」トアルヲ「鳥取市東品治町五八ノ一鳥取縣產麩配給協會」ニ改ム

◇鳥取縣告示第八百三十四號

明治三十九年四月勅令第九十五號ニ依リ神饌幣帛料ヲ共進スベキ神社ヲ左ノ通指定ス  
昭和十六年十月二十一日  
鳥取縣知事 入 田 三 郎

00371

◇鳥取縣告示第八百三十五號

明治四十一年七月內務省令第十二號會計ニ關スル規定ヲ適用スベキ神社ヲ左ノ通指定ス  
昭和十六年十月二十一日  
鳥取縣知事 入 田 三 郎

|     |        |         |
|-----|--------|---------|
| 社 格 | 所在地名   | 神 社 名   |
| 村 社 | 岩美郡浦富町 | 荒 砂 神 社 |

◇鳥取縣告示第八百三十六號

國民體力法第九條ニ基キ國民體力管理醫ヲ解任並囑託シタル者左ノ如シ  
昭和十六年十月二十一日  
鳥取縣知事 入 田 三 郎

|           |    |         |
|-----------|----|---------|
| 國民體力管理醫囑託 | 醫師 | 中 村 悠 藏 |
| 國民體力管理醫囑託 | 醫師 | 西 島 義 一 |

彙

報

本縣穀物検査規則の改正  
等級・銘柄・正味量に就て

(農務課)

政府では米穀管理制度の實施等食糧政策遂行上、今回現行の米穀検査等級並に銘柄を整理し、本年産米よりこれが實施をなすことに決定せられたので、本縣に於ても現行穀物検査規則の一部を改正して本年度産米より適用することとし、その以前に生産したものの検査については舊規則によつてこれが検査を施行することとなつた。改正せられた主なる點を述べると次の通りである。

即ち等級及び銘柄整理では、支米は従來一等、二等、三等、四等及び等外の五階級であつたのが今回一等、二等、三等及び等外の四階級と改正せられ、即ち従來の一等、二等が一等に、三等が二等に、四等が三等になり、等外は其の儘となる。

次に品種銘柄の整理については、従來旭、大山、銀坊主、強力普通種に區別して品種検査を行つてゐたのであるが、今回の銘柄整理によつて品種区分はしないことになつたのである。依つて各

位は政府の方針に従ひ、增收本位の品種を栽培して食糧増産の確保を期せられたい。

精米は従來一等、二等、三等及び等外の四階級に區分してゐたのであるが、今回これを合格、格外の二階級に區分せられ、従來の一等、二等、三等が合格となり、等外が格外となるわけである。

最後に一包装の正味量についていふと、従來支米は容量制で検査をしてゐたのであるが、今回容量と重量の併用制に改めて正味六〇貳(十六貫)又は四斗で検査することになつたのである。

又精米は従來容量制によつて検査してゐたのを今回重量制に改めて正味六〇貳(十六貫)によつて検査することとなつたのである

麥増産と縣獎勵品種

作付面積増加・播種期適正  
適品種を選んで増産に邁進

(農務課)

十月月中旬には山間部の多雪地帯では麥の最盛期、下旬には

もう播種を終らねばならないし、平坦部でも十月上旬を最盛期とし、中旬には大部分終了する必要がある。播種の時期を遅くすることは麥の發育を害するばかりでなく、明年水稻の播種期を遅らせて稲作に及ぼす影響も夥しいから、適期を誤らないことは最も大切とせねばならぬ。

時局の進展と共に食糧の増産はいよゝ喫緊の問題となり、特に本年の稲作全國豫想が各種の關係から平年作或はそれ以下と推定され、特に本縣の如きは不良の豫想が爲されてゐる状態であるから、農家は肥料と努力の不足といふ悪條件の下にあるとはいへ、萬難を排して國家の爲に麥の増産に懸命の努力を致さねばならぬのであつて、水田裏作はもとよりその他の休閑地・桑園・甘藷畑等能ふだけこれを利用して作付面積の擴張に努め、その栽培方法についても細心の研究と充分なる注意努力の下に麥増産に奮闘しなければならぬのである。

先づ増産を爲さうとするに當つて第一に考ふべきことは品種をよく研究して各その土地に適應したものを選擇することである。縣の獎勵品種は多年に亘つて試験栽培の結果本縣に最も適する優良種と認められてゐるものであるから、各位はよくその地域別に應じて品種の特性を考へ、各地の實際に即した最良の種類を選定して栽培せられたい。左に各地域別に概要を記して参考に資する

ことゝる。

◇雪害の多い地方

因幡山間部や奥日野地方は積雪量七〇厘米以上、霽雪日數五〇日以上に及び、標高二〇〇米以上に達するのであるが、これらの地方では水田裏作の麥は十月中旬から下旬迄に播種し、畑の大小豆裏作地では十月上旬から播種を始める。従つてこの地方では品種は極早生で耐雪性の強いことが第一要件である。水稻種付六月上旬とすれば大麥以外に適當なものはなく、大麥では瑞穂二號がよい小麥では先づ農林二五號が耐雪性も強いから適品種とすべきであらう。稈麥は雪害にかゝることが多く適種がない。

◇雪害中庸の地方

因幡中間部、伯耆中間部、並に黒ボク地帯の一部で積雪量三〇—一〇〇厘米、霽雪日數四〇—五〇日、標高一〇〇—二〇〇米の地域である。播種は十月下旬から十一月上旬であつて、十一月上旬が最盛期であるが、この地域には晩熟の小麥農林四號以外殆ど栽培可能であつて殊に稈麥が多く栽培される。但し稈麥コピシカタギ一號は増産性であるが、耐雪性が弱い缺點があるから注意を要する。小麥では農林二五號が最も適當であるが、熟期からいへば伊賀筑後程度のもの若くはそれ以上の早熟のものが望ましい。

◇雪害の少ない地方

00374

因幡平坦部地方、黒ボク地帯の田の一部及び黒ボク地帯の畑の大部分であつて、積雪量四〇〇程度、寢雪期間三五日内外、標高一〇〇米以下の地方である。播種期は十一月中旬を最盛として上旬から下旬であつて、この地方では現在奨励品種の何れも栽培可能である。大麦・稗麥・小麦いづれも充分なる管理によつて増産が可能であるから、農家は種々の事情を考へて栽培品種を決定せねばならぬ。但し排水不良の關係から天候不良の際は播種期を失する虞があるから氣をつけねばならぬ。この地方では第二次特性として強稈性・深根性・耐濕性のものを選ばねばならぬのであつて、稗麥コビンカタギ一號、小麦農林二五號、農林四號等が適當であらう。

◇雪害の無い地方

伯耆平坦部地方はこの地帯であつて積雪三〇〇以下、寢雪日數二〇日以内標高一〇〇米以下であつて、本縣に於ける小麦栽培の中心地である。播種は十一月上旬から十二月上旬までであつて、この地方に於ける品種は多收穫を第一とし、小麦では晩播地帯に於ける春蒔性品種、又増肥栽培を行ふ地帯の強稈性等何れも考へねばならない。本縣に於ける増收地帯であつて、特に小麦の栽培面積が多い。何れにしても増收品種で經濟的有利な種類の選擇が大切である。稗麥としてはコビンカタギ一號、小麦は農林四號を

樹付殘桑飼料化運動

青少年の勤勞奉仕採收  
サイロ又は土窖に埋藏

(農務課)

殘桑の飼料的利用については曩に昭和十五年十月、農林省よりの通牒に基き各々其の具現に努めてゐるのであるが、最近の飼料事情はいよゝ緊迫の度を加へてゐる際、なほ廢棄して顧られない晩秋期の樹付殘桑が相當量に達することは遺憾である。

この樹付殘桑はその成分から見て飼料的價値が甚だ高いものであつて、畜産試験場調査の風乾態に於ける桑葉の組織並に可消化成分を見るに

|     |       |       |      |       |       |       |    |    |
|-----|-------|-------|------|-------|-------|-------|----|----|
| 品名  | 水分    | 粗蛋    | 粗脂   | 可溶無   | 粗纖維   | 粗灰    | 純蛋 | 澱粉 |
| 桑葉組 | 白     | 白     | 肪    | 窒素物   | 維     | 分     | 白  | 價  |
| 成分  | 10.10 | 15.06 | 4.46 | 43.49 | 21.56 | 15.03 | —  | —  |

00375

右消化

率 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00

可消化成分

100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00

であつて、これを其の他の成分との乾物百分比に見るに

|       |       |      |       |       |       |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 品名    | 粗蛋白   | 粗脂肪  | 可溶無   | 粗纖維   | 粗灰物   |
| 桑(正葉) | 23.75 | 5.14 | 45.08 | 14.11 | 27.3  |
| 麩     | 19.60 | 5.47 | 49.70 | 8.54  | 6.66  |
| 葛葉    | 24.50 | 2.10 | 36.70 | 24.10 | 10.55 |
| 萩     | 21.10 | 2.26 | 37.00 | 31.33 | 7.00  |

となつてゐるのである。このやうに飼料價値に富み且つ豊富なる飼料資源を、飼料供給困難な現今に於て徒らに朽葉として田畑に散亂腐朽せしめて放置することは資源確保上甚だ遺憾なことであるから、今秋は青少年生徒食糧増産運動の一翼として青少年生徒特に國民學校兒童の動員により落葉前の適期を選んで「樹付殘桑採取日」を定め、全般的に擧つてこれを實施することとなつた

この殘桑採取は桑園全部について蒐集するものであつて、一反歩より二十貫の殘桑を集めるとして縣下八千町歩の桑園よりは百六十萬貫を蒐集し得るわけである。本省よりの本縣採收割當は百三十一萬六千貫となつてゐるが、これが採收は刻下緊迫せる飼

料事情の緩和に資し得るばかりでなく、養蠶と畜産との有機的結合により農業經營の安定に資する點も多い次第であるから、全縣一齊運動としてこれが實施に當るやう特に希望に堪へない。

本縣ではこれが實施主體として縣畜産組合聯合會がこれに當り系統農會、畜産關係團體、養蠶關係團體、体育關係團體が協力團體となつて行ふことになつて居り、實施に當つては養蠶實行組合指導の下に縣下百ヶ所に於て殘桑採取の傳習會を行ひ、青少年團及び國民學校兒童の集團勤務に依つて採收するのであつて時期は十月中旬より十一月中旬に至る降霜前を選ぶことになつてゐる。

今採收方法の概要を記すと下部の殘桑は先端五寸位を残して全部葉柄摘とし(十月中旬頃以後であれば採取しても差支へない)、先端殘葉五寸以上の場合には十月上旬以後に於て下端二三葉を残して摘葉收穫するのである。殘葉二三葉のものは十一月中旬以後に於て摘梢收穫する。

採取した殘葉は既製サイロのある所ではこれに埋込のがむ一番よいがまだ作られてゐない所では土窖によるエンシレーヂ製造によるがよい。

### 本年第三回專檢施行!

(學務課)

各種の事情によつて中等學校を卒業してゐない者に對し試験を行つて中等學校卒業程度の實力あることを認め、専門學校に受験する資格を與へる文部省の専門學校入學者試験檢定(男子)の本年は第三回目を來る十二月二十二日より同二十七日まで本縣に於ても施行される。

願書提出は十一月四日より十日までであつて、出願者は右期間中日曜日を除き午前九時より午後四時まで(土曜日は正午まで)の間に縣廳に出頭し、専門學校入學者檢定規程所定の書式による願書類を差出すことになつてゐるが、もし出頭し難い者は願書類に返信用封筒(自己の住所氏名を明記し郵便切手四錢を貼付したもの)を添へ、必ず書留郵便を以て右出願期間中に到着するやう縣廳學務課宛送付されたい。

尙昭和十二年第二回以後本年第二回までの專檢受験出願者であつて、陸海軍の召集に應じ又は現役兵として在營した爲、まだ受験することの出来なかつた者に對しては、其の受験願書を充用してこの試験を受験せしめることになつてゐるから、所定書類を十一月十日までに文部省普通學務局中等教育課に提出されたい。詳細については文部省告示第八百五號(十月十五日官報)参照のこと。

今土管によるエンシレーヂ製造の方法について記すと、土管構築の場所は冬期に於ける地下水面が地表より四尺以上の土地を選び、且つ畜舎に近くすることが大切である。

土管の構造は上幅四尺底幅三尺五寸、深さ四尺、長さは任意とし、土管の内壁は板圍ひ又は蜀黍稈その他の藁稈類を立て、土砂の崩壞を防ぎ、底部には藁稈類を敷き詰めて置く。藁稈の扱取りは晴天の日を選んで行ひ、踏み込みの要領はサイロの場合と同様であるが、藁稈は新梢がついてゐるから空隙を生じ易く、従つて腐敗することがあるから充分踏み込んで、特にサイロの場合には一時に多量を詰込まないで數回に分けて踏み込み、重石を充分にせねばならない。尙踏込んだ藁葉の上部一尺位は雜草を踏み込み、上には古藁を覆ひ、次に竹箨を敷いて又上に古藁を覆ひその上に掘出した土を以て中高に處置埋藏して周圍に排水溝を作つて置くのである。被覆は藁稈類を以てするか、又は簡單な藁葺屋根を作る。尙扱取つた藁葉を掻き集める際には土砂を混入しないやう注意せねばならぬ。

埋藏期間は約五十日間を要するが、出來上つたサイレーヂを取り出すに當つてはその都度適量づゝを取り出して其のあとは町囃に古藁で被つて置かねばならない。

× × ×

昭和十六年十月廿一日印刷  
昭和十六年十月廿一日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所